



緊急事態

このままだとごみが処理できなくなります

施設の許容量 1日330t

昨年度のごみの量(367.8t)では

1日に約**37t**がオーバー

家庭ごみが 増えています

災害や外出自粛など想定外の事態が起こるとさらに状況が悪化します。



昨年の台風被害



外出自粛中のごみの搬入

このままだと…

焼却できないごみが増える



ステーションのごみを収集できなくなる!?



ごみの減量に ご協力ください

1日に37tのごみを減らすため一人一人の取り組みが必要です。

例えば37tを減らすには?

1世帯当たり1日に約400gのごみを減らす



バナナ
約3本分です

すぐにできるごみダイエット

- 生ごみの水分を切る
- 紙ごみ、プラスチックの分別

農業

焼成汚泥肥料の無料配布

下水道課 ☎0276-47-1949

新田クリーンセンターでは、し尿や浄化槽汚泥を処理する過程で発生した焼成汚泥を肥料登録し、配布しています。

申し込み 月～金曜日の午前9時～午後4時に電話で、下水道課へ

※数に限りがあります。

※2tトラックで配布します。

主要な成分の含有量(全量)

窒素:0.1%、リン酸:18.3%、カリ:3.21%、石灰:10.6%、銅:1770mg/kg、亜鉛:3380mg/kg



健康福祉

自死遺族相談

県こころの健康センター
☎027-263-1156

障がい福祉課
☎0276-47-1828

遺族などが安心して思いを語れる相談会です。精神科医・保健師が話を聞き、秘密は固く守られます。

日時 毎月第1木曜日、午後1時30分～

場所 県こころの健康センター(前橋市)

対象 家族、婚約者、親しい友人などを自死で亡くした人

申し込み 電話で、同センターへ

限度額認定証の申請と更新

国民健康保険課 ☎0276-47-1825

限度額認定証は医療費(自己負担額)が高額な場合に、窓口での支払いを一定の限度額にとどめる証明書です。有効期限を過ぎたら、再度申請が必要です。

対象(国民健康保険税完納世帯のみ)

- 70歳未満
- 70～74歳で市・県民税非課税世帯
- 現役並み所得者Ⅰ、Ⅱの該当者
- ※市・県民税非課税世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」となります。
- ※市の国民健康保険以外の健康保険者は、加入している医療保険者に申請して交付を受けてください。

持ち物 国民健康保険証、個人番号(通知)カード、印鑑、本人確認できる物
申請場所 国民健康保険課(市役所1階)、尾島・木崎・生品・綿打・藪塚本町行政センター

国民年金保険料の法定免除

太田年金事務所 ☎0276-49-3716
医療年金課 ☎0276-47-1941

該当者は届け出をすることで、国民年金保険料の納付が免除されます。

対象

- 障害基礎年金のⅠ・Ⅱ級を受給している
- 生活保護法の生活扶助を受けている
- 厚生労働大臣が指定する国立療養所やハンセン病療養所などで療養を受けている

持ち物 本人確認書類(免許証など)、マイナンバー(通知)カードなどマイナンバーが分かる物、印鑑

申請場所 医療年金課(市役所1階)、太田年金事務所

コンビニや自宅で簡単納付! 介護保険料・ 後期高齢者医療保険料

介護保険料=介護サービス課
☎0276-47-1939
後期高齢者医療保険料=医療年金課
☎0276-47-1926

納付書に記載のコンビニや、スマートフォンでLINE Payやモバイルレジからの納付が可能となりました。

対象者には通知を送付します。詳しくは同封の資料や市HPをご覧ください。

教育

中学校卒業程度認定試験

学校教育課 ☎0276-20-7084

認定試験とは中学校を卒業した人と同等以上の学力があるかを認定するために国が行う試験で、合格者には高等学校の入学資格が与えられます。

受験資格 次のいずれかに該当する人

- 令和3年3月31日までに満16歳以上になる人
- 日本の国籍を有しない人または就学義務猶予免除者などで、3年3月31日までに満15歳以上になる人

試験科目・程度 中学校で履修する程度の国語・社会・数学・理科・外国語(英語)

試験日 10月22日(木)

出願期間 7月6日(月)～9月4日(金)

※受験の手続きなど詳しいことは、県HPをご覧ください。



防災・危機管理

大雨時は節水しましょう

下水道課 ☎0276-47-1921

雨水が大量に流れ込み下水道管やマンホールの水位が上昇し、家庭排水が流れにくくなります。下水処理場の処理能力を超えると、流入制限を行うこともあります。下水道利用の家庭では、台風や集中豪雨などの大雨時に洗濯や風呂を控えるなど節水に協力ください。

お知らせ

母子・父子家庭などが対象 児童扶養手当の現況届

こども課 ☎0276-47-1942

児童扶養手当の受給資格者は、毎年現況届の提出が必要です。該当者には7月下旬に通知を送るので、必要書類を添えて、次のとおり提出ください。

日時 8月4日(火)～8日(土)、午前9時～午後5時(土曜日は4時まで)

会場 市役所3階大会議室

※現在資格がない人でも、18歳以下の児童を養育する父・母(事実婚関係のある場合は除く)や、父・母に代わりその児童を養育し、要件に該当する人は相談ください。

子育て世帯への 臨時特別給付金

こども課 ☎0276-47-1942

公務員は申請が必要です。勤め先から申請書の交付を受けて、11月30日(月)までに申請してください。